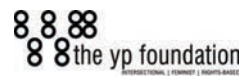
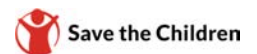


早すぎる強制された 結婚(CEFMU) の対応のための 法律と政策

人権原則、エビデンス、思春期の女の子の実情に基づく指針

The logo for the CEFMU & Sexuality Working Group. It features a red wavy line above the text "CEFMU & Sexuality" in a bold, sans-serif font, with "WORKING GROUP" in a smaller, all-caps, sans-serif font below it. A red horizontal line is positioned at the bottom of the logo.

CEFMU & Sexuality
WORKING GROUP



本報告書は、早すぎる強制された結婚(CEFMU)に関する法律と政策について、確固たるエビデンス、思春期の女の子の生活実態、確立された国際的な人権原則に基づく、よりきめ細かなアプローチをとることの根拠と指針を示すものである。本報告書は、思春期の女の子の権利、保護、主体性を尊重する、児童婚に対する法的・政策的対応を策定、実施、または提言する、国、地域、世界レベルの関係者を対象としている。

本報告書は、18歳を結婚の法定最低年齢とすることを改めて確認する一方で、法的枠組みと救済措置は、思春期の女の子の発達しつつある能力と生活実態を考慮できるよう、十分に柔軟なものでなければならないと論じている。また、年齢区分のみに基づく法改正は、思春期の若者の生活を形づくる多様な社会的、経済的、文化的要因を見えにくくし、思春期の女の子をエンパワーするどころか、むしろ害を及ぼす可能性があることを指摘している。

本報告書の分析では、主に成年年齢に達していない思春期後半の女の子、すなわち15歳、16歳、17歳の女の子が関わる結婚や婚姻関係に焦点を当て、しばしば見過ごされてきたこの層の複雑なニーズに、法律と政策がどのようにより適切に対応できるかを検討する。

私たちについて

早すぎる強制された結婚(CEFMU)とセクシュアリティに関するワーキンググループ(SWG)は、20を超える国際・国内NGO、資金提供団体、ネットワークで構成されており、CEFMUの要因でありながら十分にに取り上げられてこなかった、思春期の女の子のセクシュアリティの統制という「タブー」に取り組むために設立された。2019年以降、SWGは、CEFMUに関するこの分野の理解と対応におけるギャップを埋めることを目的として、複数の出版物を発表するとともに、有識者を招いて重要な議論を行ってきた。これには、国連人口基金(UNFPA)とユニセフとの連携により発表した「**Girls' sexuality and child, early, and forced marriages and unions: A conceptual framework**」と、「**Are existing laws on child, early, and forced marriages and unions working for adolescent girls and young women?**」と題するブリーフが含まれる。SWGのメンバー団体の一覧は以下の通りである。

UNFPAは、国連において性と生殖に関する健康(SRH)を担う機関である。150カ国以上で、女性、女の子、ユースの権利と選択を守るために活動している。UNFPAは、すべての妊娠が望まれたものであり、すべての出産が安全であり、すべてのユースがその可能性を十分に発揮できることを目指している。UNFPAは世界各地で、人びとが子どもを持つかどうか、またいつ持つかを自由かつ責任を持って選択できるようにすること、予防可能な妊産婦死亡から女性を守ること、ジェンダーに基づく暴力(GBV)や早すぎる結婚(児童婚)、女性性器切除などの有害な慣行をなくすこと、そして変化する人口ニーズに対応した政府の計画策定を支援することに取り組んでいる。UNFPAはSWGの長年にわたるパートナーであり、思春期の女の子の身体の自己決定権、権利、選択が現実のものとなるよう、連携して取り組んでいる。

本報告書はまた、以下に挙げる複数の協力機関との共著によるものであり、これらの機関から支援を受けている。

SWGメンバー: Aahung、American Jewish World Service、Amplify Change、CARE Canada、CREA、EMpower、EngenderHealth、Equimundo、Fós Feminista、Girls First Fund、Girls Not Brides: The Global Partnership to End Child Marriage、Global Fund for Women、GreeneWorks、International Center for Research on Women、国際家族計画連盟(IPPF)、Ipas、Nirantar Trust、Partners for Law in Development、Plan International、プラン・インターナショナル、Population Council、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル、The Summit Foundation、The YP Foundation。

協力組織: African Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child、Center for Reproductive Rights、Centro de Estudios y Fortalecimiento Comunitario Mano Vuelta A.C.、IDEAS CH'IELTIK、Institute for Gender and Development Studies - The University of West Indies at St. Augustine、Las Niñas Lideran Guatemala、Leiden大学、México Igualitario Derribando las Barreras A.C.、ODI GAGE、Resurj - Realizing Sexual and Reproductive Justice、Women's Rehabilitation Center。

推奨引用形式: CEFMU and Sexuality Working Group, UNFPA, et. al. (2026). *Laws and Policies to Address Child, Early, and Forced Marriage and Unions: Guidance Grounded in Human Rights Principles, Evidence, and Adolescent Girls' Lived Realities*. <https://www.sexualityworkinggroup.org/>

本報告書に示された見解は、必ずしもUNFPAまたは国連全体の見解を反映するものではない。

謝辞

CEFMU・セクシュアリティ・ワーキンググループ(SWG)とUNFPAは、SWGおよびUNFPAと緊密に連携しながら本報告書の起草を主導した、人権法研究者のKatherine(Kat)Watson氏の尽力に深く感謝する。Kat氏の優れた調査能力、明快な文章力、そしてともに考え議論を深めるパートナーとしての貢献は、本報告書の質と深みを高める上で極めて重要であった。

2025年にジュネーブの国連で開催された国際会合「児童婚に関する法律への人権に基づくアプローチに向けて(Toward a Human Rights-Based Approach to CEFMU Laws)」と、それに先立って開催されたオンライン専門家会合は、本報告書で提示する議論を形づくる上で不可欠なものであった。これらの議論に参加したすべての方々に感謝する(参加者一覧はANNEXを参照)。惜しみなく共有された経験と洞察、そして率直な議論によって、私たちの考えはさらに深まり、本報告書も非常に有意義な形でつくり上げられた。

本報告書の発行を可能にした財政的・組織的支援、ならびにSWGメンバーとUNFPAプログラム局ジェンダー・人権・包摂部門の職員の方々が、このプロセスに費やした多大な時間と尽力に、心から感謝する。

SWGは、UNFPAとの強固なパートナーシップに感謝するとともに、会合を主催したUNFPAジュネーブ代表事務所と、現地で支援を提供した国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に深く感謝する。UNFPAは、本報告書の作成におけるSWGとの協働と、思春期の女の子の権利の実現に取り組む人権擁護者やアドボケイトの声を広く届けることに貢献したSWGとの連携を高く評価している。

最後に私たちは、有害な規範に立ち向かい、持続的な変革を求めて、日々それぞれのコミュニティでリスクを負いながら活動する草の根組織やコミュニティに根ざした組織の献身、そして思春期の女の子とユース女性が発揮するリーダーシップに、深い敬意と称賛の意を表する。本報告書とこれに関連するアドボカシー活動が、多様な背景を持つすべての思春期の女の子とユース女性にとって、より公正な世界を築くという私たちの共通の目標に、前向きな貢献をもたらすことを心から願っている。

SWGへの連絡はinfo@sexualityworkinggroup.org、UNFPAへの連絡は jluna@unfpa.org である。

要約

過去数十年間、早すぎる強制された結婚(CEFMU)をなくすための世界的な取り組みにおいて、法改正は中心的な戦略となってきた。国際人権基準では、18歳を結婚の法定最低年齢とすることが確認されており、この基準を反映した法律を採用する国も増えている。こうした法改正は、規範面での重要な進展である一方、法的な禁止措置だけでは児童婚の発生率を大幅に低下させるには至っておらず、状況によっては思春期の女の子に意図しない害をもたらしていることを示すエビデンスが蓄積されている。

本報告書は、思春期の女の子の権利を促進し、児童婚を減少させるためには、法的基準の重要性を認識しつつ、犯罪化や年齢に基づく禁止措置だけで複雑な社会現象に対応できるという前提を退け、法律に対するよりきめ細かなアプローチが必要であると論じている。児童婚は、ジェンダーに基づく差別、貧困、思春期の女の子のセクシュアリティを規制する社会規範、教育やサービスへの限られたアクセス、より広範な疎外の構造など、構造的な不平等によって形づくられている。こうした現実を考慮しない法的対応は、女の子のウェルビーイングを改善することなく、排除をさらに強め、交際関係を非公式なものや表面から見えないものに追いやり、あるいは女の子とその家族を処罰の対象とするおそれがある。

本報告書は、既存の調査とエビデンス、専門家や実務者との協議、多様な状況にある思春期の女の子の実体験を踏まえ、現行の法的枠組みが実際にどのように機能しているかを検証している。エビデンスからは、繰り返し生じている課題が明らかになっている。児童婚に対応する法律が、その発生率に及ぼす測定可能な影響は、多くの場合限定的である。同時に、広範または懲罰的なアプローチは、保護を提供することなく婚姻関係を無効としたり、思春期の若者同士の合意に基づく交際関係を犯罪化したり、制限的な社会規範やジェンダー規範を強化したりすることによって、思春期の女の子の脆弱性を高める可能性がある。状況によっては、犯罪化によって結婚が非公式な婚姻関係へと移行し、女の子が法的保護やサービスを利用できない状態に置かれることもある。

本報告書は、国際人権原則に基づき、法的・政策的対応の再調整を提案している。人権の枠組みでは、非差別、参加、発達しつつある能力、刑法の適用における比例原則、司法への実質的なアクセスが重視される。これらの原則は、思春期の若者を搾取から保護すると同時に、その主体性と発達しつつある自律性を認める法的枠組みを支えるものである。

その基盤に立ち、本報告書は、児童婚に関する法律と政策の改革を目指す政策立案者やアドボケイトに向けた指針を示している。主な方向性として、エビデンスに基づき、それぞれの状況に即した法的枠組みを構築すること、多様な形態の結婚や婚姻関係に応じて法的対応を区別すること、刑事制裁は比例原則に従い対象を絞って適用すること、法的手続きにおいて思春期の女の子の参加と意見を中心に据えること、思春期の若者同士の合意に基づく性行為を非犯罪化すること、司法へのアクセスと実効的な救済措置を拡充すること、そして法改正を、教育、保健、社会的保護、ジェンダー平等へのより広範な投資と一体的に進めることが挙げられる。

児童婚をなくすことは、18歳未満での結婚を防ぐことだけを意味するのではなく、思春期の女の子が自らの人生について真の選択肢を持てるようにすることでもある。思春期の女の子の現実から切り離された法律は、害を防ぐのではなく、害を別の形に置き換えるおそれがある。したがって、権利に基づくアプローチには、思春期の若者を強制や搾取から保護すると同時に、その主体性を認め、その声に耳を傾け、結婚や婚姻関係以外の選択肢を広げる法的枠組みが求められる。教育、保健、社会的保護、ジェンダー平等を通じた構造的変革への継続的な投資と組み合わせることで、法律は、思春期の女の子が単に結婚を遅らせるだけでなく、尊厳と自律性を持ち、自らの人生と将来を形づくる自由を持って生きられる環境の創出に寄与することができる。

目次

私たちについて	iv
謝辞	v
要約	vi
はじめに	1
対象と調査方法	2
用語	3
第1部: 概念と前提の検証	4
第2部: 思春期の女の子のための目標	7
第3部: 既存のエビデンス	9
児童婚を減少させる上での法律の効果は限定的である	9
児童婚に関する法律を反映した画一的な対応は、女の子の脆弱性を高める	10
結婚の犯罪化は、行為を水面下に追いやり、思春期の女の子を見えにくくする	11
制限的な規範を強制する手段としての刑法の利用	11
思春期の若者同士の合意に基づく性行為の犯罪化が、結婚や婚姻関係の形成を促す	12
第4部: 結婚、婚姻関係、思春期の女の子の現実	13
東アフリカ: 成文法と慣習法が交差する場合	13
南アジア: 犯罪化が社会的規範を強化する場合	14
ラテンアメリカ・カリブ海地域: 保護が懲罰となる場合	15
第5部: 人権原則	16
普遍性、相互依存性、非差別、平等	16
参加と発達しつつある能力の尊重	17
子どもの最善の利益、生存、発達	18
適法性、比例原則、最終手段としての刑法	18
司法へのアクセスと実効的な救済措置	19

ジェンダー正義と交差性	20
人権条約機関の解釈における児童婚	21
第6部: 法制度・政策改革に関する指針	24
1. エビデンスに基づき、状況に即した法的枠組みを推進する	24
2. 多様な結婚や婚姻関係に応じて法的対応を区別する	25
3. 刑事制裁は比例原則に従い、対象を絞って適用する	26
4. 人権と「Do No Harm(害を与えない)の原則」に基づく実施を確保する	26
5. 思春期の女の子の主体性と声を中心に据える	27
6. 思春期の若者のセクシュアリティを非犯罪化し、性と生殖に関する健康(SRH)サービスへのアクセスを確保する	28
7. 司法へのアクセスを拡大し、思春期の女の子が利用できる法的救済措置の選択肢を広げる	28
8. 法制度改革を、より広範な社会的・経済的・教育的エコシステムに組み込む	29
9. 継続的な改善のために、モニタリング、評価、エビデンスの創出を行う	30
結論と今後の展望	31
参考文献	33
ANNEX: CONVENING PARTICIPANTS	35

はじめに

過去数十年間、早すぎる強制された結婚(CEFMU)をなくすための取り組みにおいて、法改正が重視されてきた(Partners for Law in Development, 2022)。国際人権法および子どもの権利に関する法的枠組みでは、例外なく18歳を結婚の法定最低年齢とすることが一貫して支持されており、この基準を国内法に反映する国も増えている。2025年初頭時点で、26%の国が例外なく18歳を結婚の最低年齢として定め、54%の国が例外を認めつつ18歳を最低年齢として定めていた(ユネスコ、2025)。こうした改革は重要な前進であり、児童婚が思春期の女の子の権利を侵害するものであるという認識が各国で高まり、この問題に対応する意思が強まっていることを示している。

しかし同時に、主流となっている法的アプローチの有効性と影響に疑問を投げかける、膨大なエビデンスと経験も蓄積されてきた。法制度・政策改革だけでは児童婚を減少させられないことが多く、さらに懸念されるのは、刑法が関わる場合、こうした法律が、権利侵害を生み出す構造的状況にはほとんど対応しないまま、思春期の女の子やその家族を監視、処罰、社会的排除の対象とすることさえあったことである。現在では、犯罪化が社会変革を促すことができるという前提を含め、法律をどのように策定し、実施すべきかについての前提を批判的に検証する必要性を示すのに十分な知見が蓄積されている。

本報告書は、思春期の女の子の権利と平等を促進し、児童婚を減少させるためには、法律の重要性を認識しつつも、法律を唯一の、あるいはそれだけで十分な解決策として過大評価することのない、根本的に異なる、よりきめ細かな法的アプローチが必要であると論じる。また、規範を定める上での民法の価値を明確に区別して認識すると同時に、刑法を画一的な対応手段として用いることに警鐘を鳴らしている。

この主張を展開するためには、相互に関連する一連の考察が必要であり、その一つひとつが、現在のアプローチの限界と変革の可能性を理解する上で不可欠である。本報告書は**まず**、児童婚そのものの複雑性を取り上げ、この問題をどのように定義し、規制するかを形づくっている**概念と前提を検証する**。**次に**、児童婚に関する法律が究極的に何を達成すべきなのか、そして思春期の女の子の人権を尊重、保護、実現するという観点から、**私たちが彼女たちのために何をを目指すのか**を提示する。この規範的な指針は、形式的な基準の遵守にとどまらず、法的・政策的介入によって何をを目指すべきかを明確にする上で不可欠である。その上で**第3部**では、どのように機能しているのかについての**既存のエビデンスを批判的に検証する**。具体的には、法律が社会規範やジェンダー規範、制度、不平等とどのように相互作用し、意図的または意図せずに、思春期の女の子の生活と権利をどのように形づくっているのかを検討する。

続いて第4部では、多様な状況にある思春期の女の子の経験に基づく事例研究を通じて、思春期の若者の結婚や婚姻関係が生じるさまざまな状況を具体的に示し、法律が思春期の女の子の生活の中でどのように機能しているのかをさらに明らかにする。第5部では、基本原則に立ち返り、確立された人権規範に基づいて、現在の法的アプローチをどう再調整すべきかを検討する。最後に第6部では、それまでの各部で示された知見と原則を具体化した、法制度改革に関する9つの指針を示す。これらを総合すると、本報告書が目指すのは、法律を放棄することではなく、国際的に認められた人権基準に沿って、思春期の女の子の権利を実質的に保護し、拡大することのできる、より広範で、よりきめ細かな枠組みの中に法律を位置づけ直すことである。

対象と調査方法

本報告書は、CEFMUとセクシュアリティに関するワーキンググループ(SWG)が2022年に策定した概念的枠組みに基づいている。この枠組みは、既存のエビデンスと、3つの異なる状況にある女の子との協議を踏まえ、児童婚を存続させている根深いジェンダー化された社会規範の役割を明らかにしている。こうした社会規範は、家父長制、大人中心主義(アダルトイズム)、社会的階層構造に根ざしており、結婚を含むさまざまな形で、思春期の女の子のセクシュアリティを規制し、統制している。複数の地域から得られたエビデンスは、こうした力学が、特定の文化、宗教、地域に固有のものではないことを示唆している。そのため、SWGの枠組みでは、児童婚を防止するための取り組みは、表面的なプログラムにとどまらず、その根底にある、思春期の女の子のセクシュアリティを規制する社会規範に対応しなければならないと論じている。これには、性と生殖に関する権利、身体の自律性、思春期の女の子の主体性を肯定する、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチを支援することも含まれる。

この枠組みに基づき、本報告書では、SWGとGirls Not Bridesが2023年と2024年に実施した広範な文献レビューを活用している。これらのレビューは、2つの主要な文書の作成につながった。SWGのポジションペーパー「Are existing laws on child, early, and forced marriages and unions working for adolescent girls and young women?」(CEFMU & Sexuality Working Group, 2023)と、Girls Not Bridesの研究・シンセシス「The law and child, early, and forced marriage and unions: A synthesis of recent evidence on impact and implications」(Girls Not Brides, 2024)である。これら2つの文書は、多様な状況にある思春期の女の子に対して、結婚年齢に関する法律および関連法がもたらす影響とその意味について、新たに蓄積されつつあるエビデンスを概観している。さらに、2024年と2025年に発表された学術文献および灰色文献も、本報告書で提示するエビデンスの基盤となっている。これには、低・中所得国の思春期の若者における早期妊娠と望まない妊娠・出産の転帰の予防に関する世界保健機関(WHO)のガイドラインで提示されたエビデンスも含まれる。

今回の分析には、一連の専門家との協議を通じて得られた知見も盛り込まれている。市民社会組織(CSO)、国連機関、政府機関から50名を超える代表者が、2回のオンライン会合と、2025年11月にジュネーブの国連で開催された2日間の対面による国際専門家会合に参加した(参加者一覧はAnnexを参照)。これらの会合は、(1)児童婚をめぐるエビデンスと法的枠組みについて、その実施と意図しない結果を含め、対話と相互学習を促進すること、(2)人権基準により適合し、防止・対応の取り組みを強化し、思春期の女の子の権利と主体性を促進する法制度・政策改革の提案を共同で策定することを目的としていた。

最後に、本報告書は、SWGメンバー、そのパートナーネットワーク、UNFPAが有する集合的な専門知識も活用しており、結婚のリスクにさらされている女の子、現在結婚または婚姻関係にある女の子、そうした関係を離れた女の子など、多様な状況にある思春期の女の子との長年にわたる関わりを反映している。このように、本報告書は、SWGの概念的枠組みと、世界各地で児童婚に取り組む研究者、実務者、アドボケイトの継続的な協働を通じて生み出された集合的な知見に基づいている。

用語

「早すぎる強制された結婚」という用語とその頭字語であるCEFMUは、長年にわたり、国際・国内の両レベルで広く使用されてきた。この複合的な表現は、子どもと思春期の若者に影響を及ぼす多様な形態の結婚と、それらがもたらし得る有害な側面を捉えるとともに、こうした慣行をなくすための取り組みに対する政治的・社会的支持を広げる共通の用語を提供することを意図したものである。一方で、児童婚、早期婚、強制婚、子ども時代や思春期における非公式な婚姻関係という、それぞれ異なる経験を一つのカテゴリーにまとめることには、子どもと思春期の若者の生活の多様な現実を過度に単純化し、その違いを見えにくくしてしまうおそれがある。最近のレビューでは、実際には、複合語であるCEFMUが、概念上も文章上も、より狭い概念である「児童婚」にまとめられることが多く(Koski et al., 2024)、この用語が本来意図していた包摂性が損なわれていることが明らかになった。本報告書では、子ども時代と思春期に経験される多様な形態の結婚や婚姻関係を広く指す場合にCEFMUという略語を使用する。より正確な表現が必要な場合には、この複合語を意図的に構成要素に分け、より具体的な用語を使用する。このように区別することで、年齢層や状況に応じて、法的保護、プログラム、測定をより適切に調整することが可能となる。

第1部

概念と前提の検証

児童婚は、法律だけでは十分に捉えることのできない、はるかに複雑な現実によって形づくられている。法改正が、権利と保護をめぐるより広範なエコシステムの一要素ではなく、単独の解決策として位置づけられると、思春期の女の子の生活や、結婚、婚姻関係、出産に至る多様な道筋を形づくる、構造的、社会的、人間関係上の状況が見えにくくなる。さまざまな状況から得られたエビデンスは、法的禁止措置への過度な依存が、国家による関与の後退を招く可能性さえあることを示唆している。例えばメキシコでは、市民社会組織(CSO)が、児童婚が法的に禁止されたことで、「法律が問題を解決した」という考えが広まり、政府による予防的支援やコミュニティに根ざした支援が縮小されるおそれがあると警告している(Girls Not Brides, 2025)。さらに、第3部で示すように、法的枠組みが意図しない害を生み、不平等を強化し、まさに保護するとしている権利そのものを制約する可能性があることを示すエビデンスが増えている。言い換えれば、法的対応の問題点は、実施の失敗というよりも、児童婚そのものやその根本原因に対応する法律の能力が限られていることにある。したがって、法律および法的対応に置かれてきた前提と優先的な位置づけを検証する必要がある。

子ども時代や思春期について私たちがどのように捉えるかは、保護を目的とする法律をどのように設計するかに大きな影響を及ぼす。大多数の法制度が暦年齢によって子ども時代を定義している一方で、コミュニティでは、責任、思春期の身体的成熟、結婚するのにふさわしいとされる状態、社会への貢献など、その状況に大きく左右される指標によって成人とみなされることが多い。一方、国際人権法は、思春期を「子ども」という広いカテゴリーに包含しており、そのことによって、発達しつつある能力の原則と、そこから生じる、思春期の若者の自律性を支え、理論と実践の両面で彼らの実体験を認識するという国家やその他の関係者の義務が見えにくくなっている。これを児童婚に当てはめると、年齢に基づく規則は行政上はより簡便であるものの、貧困、ジェンダー不平等、排除、社会的圧力、強制が、思春期の若者の選択や、彼らが行使し得る限定的な主体性をどのように形づくっているのかを見えにくくする。

主体性と同意に関する議論にも、同様の緊張関係が存在する。思春期の若者は、自身の権利の行使のために必要なスキルや理解を徐々に習得していくにつれ、思春期の若者の能力と主体性は、時間とともに発達していく。彼らは、家族や社会からの期待や経済的圧力、移住や避難、暴力、不安定な状況、といった制限の網の目の中で、意思決定を行わなければならない。子どもの権利条約(CRC)は第5条で発達しつつある能力という概念を導入しており、指導や、主体性を発揮できる環境を通して思春期の若者が主体性を段階的に発揮できるよう支援されることで、意思決定能力が時間とともに発達することを認めている。だが法律では、特定の領域では彼らの同意能力を認めるが、他の領域ではそれを否定する場合が多い。法定年齢基準の不一致は、子ども時代、ジェンダーやセクシュアリティ、道徳に関する根深い規範的前提を露呈している。そうした緊張関係は、結婚、性行為、医療サービスの利用に関する同意の法定最低年齢に関する矛盾した規制の施行につながり得る(UNFPAとユニセフ, 2020)。

そうした前提の多くで、**セクシュアリティ**が中心的な位置を占めている。さまざまな状況において、根強い家父長制的規範が、思春期の女の子のセクシュアリティに対する恐れと統制を助長し、純潔、家族の名誉、安全を女の子の行動と結びつけている。こうした力学は多様な地域で確認されており、特定の文化、宗教、地域に起因するものではない。こうした考え方は、公の議論と私的な意思決定の双方を形づくり、結婚を、自由に選択されたパートナーシップではなく、リスクや評判を管理するための仕組みへと変えている。親密なパートナーからの暴力(IPV)の高い発生率、婚姻関係における強姦が法律上認められていないこと、「強姦した相手と結婚すれば免責される」法的規定は、法的枠組みが、思春期の女の子に対する統制を解体するのではなく、むしろ強化するために利用され得ることを示している。これは特に、結婚最低年齢に関する法律と、制限的な性的同意に関する法律が交差する場合に顕著である。

結婚自体が、単なる個人の選択ということは稀である。結婚は、ジェンダー不平等、経済的安定、社会的承認、地位、移動可能性と深く絡み合った社会制度である。結婚は帰属感や安定感をもたらす得るが、それを暗黙のうちに、あるいは明示的に強制されることもある。時には、思春期の女の子が、ある年齢までに結婚して子どもを産むよう、極度の社会的圧力を受けることもある。期待に留まらず、子ども、特に息子を産むことは、彼女たちの社会的地位の指標として機能する場合もある。また、国際的な公約に反し、未婚の思春期の女の子が保健・社会サービスから事実上排除されている状況もあり、そうした排除が望まない妊娠につながった場合、結婚に至ることもある。そのため、児童婚を理解するには、女の子が結婚する理由だけでなく、結婚が彼女たちのコミュニティで意味するものや、法律が最終的に誰の利益のために機能しているのかを問う必要がある。

最後に、**法律**は中立的な手段ではない。法律は権力を反映し、規範を示し、誰の人生が法的分類に無理なく当てはまるのかを決定づけるものである。成文法、慣習法、宗教法が共存する多元的な法制度下で、その法律を設計するための協議プロセスに、思春期の女の子が実質的に関与することはほとんどない。代わりに、矛盾する規則や期待の中をうまく切り抜けなければいけない。搾取、強制、虐待への対応において刑法が果たす正当な役割を認めつつも、対応は必要かつ比例的なものであり、意図しない害を回避するよう設計されなければならない。

だが刑法は、あまりにも頻繁に、保護から処罰へと急速に転じ、思春期の若者の実体験をほとんど反映していない懲罰的な枠組みによって、セクシュアリティ、自律性、責任を定義し得る。

そうした力学の理解は、思春期の女の子の権利の向上と、CEFMU防止を実現し得る法律・政策の策定・実施のために必須である。そうした理解を欠けば、法改正は象徴的には強力であっても、実際には効果がない、あるいはさらに悪いことに、有害となるおそれがある。

第2部

思春期の女の子のための目標

本報告書作成に同意・協力した私たち各組織は、思春期の女の子の生活について、尊厳、平等、選択、参加、非差別という人権の核心的原則に根ざした、広範な目標を共有している。私たち各組織は多様な状況や専門分野に属しているが、根本的な希望に満ちた願いを共有している。**あらゆる多様な女の子が、その人間性を全面的に認められ、発達しつつある能力が支えられる環境の中で、成長し、選択を行い、自らの可能性を十分に発揮できるようにすべきである。**

共通基盤となる基本的領域の1つは、**危害からの解放**である。私たちは、思春期の女の子が、暴力、差別、貧困、人生の最も早い段階から彼女たちの機会を制限する硬直したジェンダー規範から解放されるべきである、と訴える。通過儀礼、ケア負担、結婚への圧力といった、女の子に向けられる期待は、思春期が始まる前から彼女たちの将来の可能性を狭めている。そうした慣行が、特定の文化、宗教、伝統によるものではなく、ジェンダー不平等に起因していることの認識は、重要である。そうした慣行は、特定の文化、宗教、伝統によるものではなく、ジェンダー不平等に起因していることを認識することが重要である。

私たちは、思春期の女の子が**機会を追求し、自身の権利を行使する自由**についても、私たちは同様に強い願いを抱いている。私たちは、女の子が包括的性教育(CSE)、質の高い学校教育、保健医療、社会的保護、経済的機会、安全な住居、栄養価の高い食事、テクノロジーを享受できる世界を目指している。これらのサービスへのアクセスの中心となるのは、思春期の女の子の身体の自律性・同意・幸福の尊重である。私たちは、思春期の女の子が自由かつ安全に移動し、友人関係を築き、交際するかどうか、いつ、誰と交際するかを含め、自身の関係性について決定できるようになることを望んでいる。子ども時代から思春期までの、女の子の人生の各段階が、光、可能性、喜びに満ちたものとなることを望んでいる。

主体性と参加は極めて重要である。思春期の女の子は、受動的な受益者として扱われるのではなく、平等な権利の主体として、変化を生み出す積極的な担い手でなければならない。すなわち、発言権を持ち、その声を聴かれ、意思決定に影響を与えることができればならない。それには、子どもと思春期の若者を中心に据えたガバナンス、コミュニティや政策過程への有意義な参加、女の子による集団的な組織化とリーダーシップ、特にフェミニスト運動やユース運動におけるそれらの認識が含まれる。また、彼女たちに影響を与える法律・政策の策定に対する、彼女たちの視点が有意義な形で反映されることを確保することが極めて重要である。

私たちは、思春期の女の子の**家族、コミュニティ、学校、職場、司法制度が、彼女たちの権利を制限するのではなく、支援すべきだ**と考えている。セクシュアリティ、ジェンダーに基づく暴力(GBV)、健康、教育などの問題を個別の問題として切り離している社会的、法的、制度的「障壁」の変革が求められる。女の子は、「単一の問題」を抱える生活を送ってはいない。私たちの目標は、相互に連携し、柔軟に対応できる体制が彼女たちに包括的な支援を提供し、男性と男の子、宗教的指導者や伝統的指導者、コミュニティのアクターが、ジェンダー平等と人権の推進に向けた協力者として関与する世界の創出である。

上記に示したものは、私たちが女の子のために集団として望んでいることを鮮明に示している。すなわち、危害からの保護と、自身の人生を形づくる力と自律性、生き延びるだけでなく自らの可能性を十分に発揮すること、形式的な包摂ではなく有意義な参加、リスクのみに狭く焦点を当てるのではなく、彼女たちの権利、望み、アイデンティティ、可能性を十分に認識すること、そして、強制、搾取、危害からの保護を確保するため保護措置である。**この共有された目標は、思春期の女の子の生活実態と、彼女たちを支援するあらゆる取り組みの指針となるべき人権原則を中核に据えた、児童婚に関する法律、政策の策定の基盤となる枠組みを提供する。**

第3部

既存のエビデンス

法的保護は、子どもと思春期の若者を保護する上で不可欠な要素である。しかしエビデンスから、児童婚に対応する法律が、さまざまな状況における多様な生活実態に基づく、きめ細かな枠組みではなく、複雑で多様な慣行や経験に対する広範で画一的な対応策として設計された場合、意図した目的を達成できないことが多いことが示されている。既存の文献は、多様な状況において、法律の保護目的を損なうだけでなく、特に結婚、婚姻関係、親密な関係の中にいる思春期後期の若者に新たなリスクをもたらす、繰り返し見られる問題点を指摘している。本セクションでは、SWG、Girls Not Brides、UNFPA、その他の最近の調査を要約し、児童婚に対応する法律や政策、および関連する性的同意に関する法律が及ぼす影響に関する、エビデンスから得られた主要な知見を示す。

児童婚を減少させる上での法律の効果は限定的である

児童婚に関する法律がその発生率に与える影響についての厳密なエビデンスは依然として限られており、方法論的にも弱いため、法改正だけで効果が得られるという明確なコンセンサスは得られていない。既存の文献の大部分は横断的データに基づいているため、因果関係の主張は困難であり、結婚最低年齢に関する法律と児童婚の発生率低下との関連性を示唆する調査に関しては、時系列データや法執行に関する分析がない中で、法律の影響を過大評価していると批判されてきた(SvanemyrとChandra-Mouli, 2015)。縦断的調査や準実験的調査でも同様に、抑止効果は限定的であることが示されている。さまざまな状況において全体的に、法改正が全体的な発生率を低下させることは示されていないが、特定の状況下では、法改正が結婚の時期や形態を変化させる可能性はある(Arthur, 2016; BatyraとPesando, 2021; CollinとTalbot, 2017)。エチオピアのデータやいくつかの国際比較分析結果は、法改正前に思春期前期の若者の間で早期の結婚が一般的だったいくつかの地域で、法改正が平均結婚年齢の上昇に寄与したことを示しているが、ジェンダーや結婚に関する規範が根強いコミュニティでの影響は限定的であることが示された(McGavock, 2021; Wilson, 2022)。UNFPAから委託されたシステムティックレビューの結果は、児童婚に対する国内法は重要だが、その慣行の撲滅には不十分であり得、根本原因と法的側面の双方に取り組む、より広範な戦略が必須であることを示している(UNFPAとPopulation Council, 2026)。

エビデンスは全体として、法改正は結婚のパターンに影響を与え得ることが示唆しているが、状況に応じた補完的な介入策なしでは、児童婚の発生率を低下させる上では限定的な役割しか果たしていないことを示唆している。

児童婚に関する法律を反映した画一的な対応は、女の子の脆弱性を高める

CEFMUに対応する多くの法的枠組みは、18歳未満のあらゆる結婚が本質的に合意に基づかず、等しく有害なものであるという前提に基づいている。それは保護を目的としているとはいえ、こうした捉え方は、結婚や婚姻関係、特に思春期後期におけるそれらを形づくる複雑な現実を過度に単純化している。結婚の決定は、貧困、カースト、民族、宗教、暴力への曝露、セクシュアリティやジェンダーに関する規範、紛争や気候関連のショックによる避難など、個人や家族の制御可能範囲外の、交差する構造的要因の影響を受けることが多い。そうした制約下でも、画一的な法的前提では認識されていないさまざまな程度の主体性を、思春期の若者は発揮し得る。エチオピアのデータは、その多様性を明示している。思春期初期での結婚は、親などによって決められた結婚で、望まれないものであり、強制的な性行為やIPVと関連している可能性が高いのに対し、思春期後半での結婚は、双方が望んだものである場合が多く、配偶者間の年齢差が小さく、意思疎通や意思決定がより多く行われ、IPVの発生率も低いという特徴を示した(Erulkar, 2013)。このような結婚であっても理想的ではないが、それは多様な社会的文脈で起きており、複数の要因によって生じている。事実、18歳未満の自主的な結婚は、複数の地域で増加傾向にある。画一的な禁止措置は、状況、主体性、同意、根本的な要因に関して重要な違いがあるにもかかわらず、自主的な結婚を強制結婚と同等に扱う危険性を孕んでいる。

そうした画一的な法的前提は、**法定最低年齢未満で結ばれた婚姻関係を自動的に「当初から無効(ab initio)」とする規定**により、一層強化されている。実際には、これは、多くの思春期の女の子が、法的に承認されないまま結婚や婚姻関係にとどまり続けることになり、彼女たちに重大な影響を及ぼす可能性がある。既存のエビデンスは、婚姻の無効化によって、既婚の思春期の女の子が扶養を受ける権利、子どもの親権、相続権、虐待からの法的保護を失う場合があり、また、非嫡出であることに重大な社会的・法的ペナルティが伴う状況では、そうした婚姻関係から生まれた子どもが法的に承認されないままになる場合があることを示している(Melnikas et al., 2021; Partners for Law in Development, 2019)。実家での暴力や不安定な状況からの避難手段として結婚した思春期の女の子にとって、婚姻関係の自動的な無効化は、彼女たちに支援のないまま危険な環境へ戻ることを強いる可能性があり、一方で、国家の保護下に置かれたり、少年司法制度の対象となったりする場合もある。

こうした力学は、画一的な児童婚に関する法律が、個々の状況を考慮せず、同意、主体性、脆弱性に関わる重要な要素を無視することによって、保護を損ない、本来保護することを目的としている思春期の若者が直面するリスクを一層深刻化させ得ることを示している。

結婚の犯罪化は、行為を水面下に追いやり、思春期の女の子を見えにくくする

児童婚への対応として法的抑止力を強化する取り組みは、一定の年齢未満における結婚関連行為の犯罪化に重点が置かれることが多かった。だが既存のエビデンスは、それらの取り組みは女の子の状況を改善するのではなく、結婚のあり方を別の形へと変化させ、**思春期の若者の間の結婚形態の、正式な結婚から非公式な婚姻関係や合意に基づく婚姻関係への移行**につながっていることを示唆している。多くの状況、特にラテンアメリカ・カリブ海地域で、そのような法的重点化により、そうした婚姻関係にいる思春期の女の子は、国家からますます見えにくい存在となっている。彼女たちは必ずしも処罰されはしないが、認定、モニタリング、支援の制度から排除され、彼女たちの教育、保健医療、ジェンダーに基づく暴力(GBV)への対応サービス、法的保護へのアクセスが重大な影響を受けていることが多い(AllegarとGreene, 2025; Greene, 2019; La Organización de los Estados Americanos, 2022; Taylor et al., 2015)。メキシコで2014年施行された児童婚禁止措置に関するBellés-ObreroとLombardiの調査は、こうした力学を如実に示している。結婚の最低年齢の18歳への引き上げにより、16歳、17歳の女の子の正式な結婚件数は急激に減少したが、就学状況、早期の母親になること、子どもの健康状態に関する有意な改善は、みられなかった。その代わりに、多くのカップルが非公式な婚姻関係へと移行したため、法改正の広範な影響は限定的であった(Bellés-ObreroとLombardi, 2023)。

制限的な規範を強制する手段としての刑法の利用

いくつかの状況では、合意に基づく結婚や婚姻関係を認めない親やその他の大人が、特にそれらが支配的な社会規範やジェンダー規範、カーストの境界、慣習法に反する場合、児童婚に関する法律を積極的に武器として利用している。その法律は、保護機能を果たすのではなく、思春期の若者が教育や雇用等の他の機会を通して教育や雇用など、他の機会を通じて自身の人生を切り開く機会がほとんどない状況で、そうした関係を法的に解消し、思春期の若者の選択に対する大人の支配を再び強めることのために利用されているのだ。インドの事例は、親が、当事者自身が決めた結婚への報復として刑事訴追を求め、その対象が、多くの場合、自身も若く、貧しく、その他の面でも疎外されている思春期の女の子の夫であり、その結果、娘の自律性が損なわれている実態を示している。それは、適切に調整されていない法的枠組みが、いかに権利を保護するのではなく、不正義を一層深刻化させ得ることを示している (Partners for Law in Development, 2019, 2022)。

思春期の若者同士の合意に基づく性行為の犯罪化が、結婚や婚姻関係の形成を促す

多くの法制度が、思春期の若者同士の合意に基づく性行為を犯罪としており、**健全で年齢にふさわしい性的関係と虐待や搾取との区別を、ほとんど、あるいは全く行っていない**。実際には、そうした法律が、思春期の若者の関係を正当化する手段として、結婚や非公式な婚姻関係を促すことが多い。ネパールでの事例はこうした力学を示している。同国では結婚の法定最低年齢が20歳に設定され、18歳未満の女の子との性的関係が犯罪とされており、調査結果は、思春期の若者による自主的な結婚や駆け落ちの増加に至った。。スティグマ、保護者に知られること、法的な処罰を受けるリスクに直面したカップルは、恥や強制的な別離を避けるために、早期の結婚や非公式な婚姻関係を選ぶ場合があり、それは、思春期の若者のセクシュアリティの厳格な犯罪化が、思春期での結婚を防止せずに、むしろ助長し得ることを示唆している(PandeyとShrestha, 2021)。

同時に、合意に基づく性的関係の犯罪化や、性と生殖に関する健康(SRH)サービスへのアクセスに対する年齢制限は、**思春期の若者がケアを求めることを妨げる、恐怖と沈黙の環境を生み出している**。年齢のみに基づく、避妊、包括的な中絶ケア、包括的性教育(CSE)、その他の予防サービスへのアクセスを制限する法律は、サービス提供者の偏見や法的責任への懸念により状況を一層悪化させることが多く、思春期の若者の健康と身体の自律性に関する権利を損ない、望まない妊娠の可能性を高める。望まない妊娠自体が、思春期での結婚/婚姻関係形成の主要な要因となっている。こうした影響は、スティグマが特に強い状況や、関係そのものが犯罪とされ得るLGBTQ+の思春期の若者の間で、特に顕著である。アジア、アフリカ、中央アメリカ、ヨーロッパからの多くのエビデンスは、性的同意年齢や結婚に関する法律が、思春期の若者が処罰を恐れることや、サービス提供者がケアの提供を拒否することによって、思春期の若者のSRHサービスへのアクセスをたびたび妨げ、結果として、児童婚に関する法律が防止しようとしている状況そのものを再生産していることを示している(Coram Children's Legal Center, 2014; Yarrow et al., 2014)¹。

¹ IPPFとCoram Children's Legal Centerが作成した、セネガル、エルサルバドル、イギリス、フィリピン、インド、ネパール、スリランカ、マレーシア、インドネシアの各国別報告書は、ご要望に応じて提供可能である。

第4部

結婚、婚姻関係、思春期の女の子の現実

本セクションでは、SWGメンバーとUNFPAが、思春期の女の子とそのコミュニティとの取り組みを通して繰り返し観察してきた傾向を反映した、一連の事例を紹介する。それらの物語は、国際会合や関連する協議の場で共有された実体験、プログラムのエビデンス、文脈に関する知見に基づくが、匿名性を保護するため、氏名や国に関する詳細は削除されている。それらは、法律が思春期の女の子やその家族の現実とどのように交差しているかを、具体的に示す。それらの物語を総合すると、児童婚が思春期の女の子の生活を多様な形でどのように形成しているか、また、法律が実際にどのように経験されているかが明らかになる。法律は、時には保護の手段として、時には害をもたらすものとして、そして多くの場合には、社会規範やジェンダー規範、コミュニティの慣習の陰に隠れ、日常生活からは遠い存在として経験されている。

東アフリカ: 成文法と慣習法が交差する場合

15歳の女の子Selamは、彼女の国では家族法で結婚の最低年齢が18歳と定められているにもかかわらず、彼女が暮らす農村部では依然として伝統的慣行となっている、結婚目的の誘拐の被害者となった。彼女の家族やコミュニティの年長者は、国家当局は農村部には介入しないだろうと想定し、「結婚の和解」を交渉した。学校と連携するNGOが彼女の事例を特定してからやっと、地元当局が関与するようになった。その結果、結婚は取り消され、加害者は起訴された。だが、Selamの家族は、最終的に成文法に従うことに同意したことで、コミュニティからの反発に遭うこととなった。

本事例は、公式の司法制度と非公式な法制度の間の衝突を示している。結婚前は、社会規範が成文法を上回る影響力を持っていたが、結婚後は、NGOがコミュニティと司法制度の間をつないで初めて、国家の介入が効果を発揮した。Selamの家族が負わされた社会的代償は、結びつきの強いコミュニティで、法の執行が招き得る反発を明示している。全体的に、本事例は、有害なジェンダー化された社会規範の変革、法制度間の整合性、家族やコミュニティの意思決定を形成する社会的現実を認識しつつ、思春期の女の子の権利を擁護するコミュニティに根ざした保護の仕組みへの持続的な投資など、状況に即した関与の必要性を訴えている。

南アジア: 犯罪化が社会的規範を強化する場合

大都市郊外の移転先で暮らす17歳の女の子Priyaは、家族の避難と現地の学校教育の質の低さと安全上の問題のために、中等教育を中途退学した。彼女の保護者は日雇い労働者として長時間労働していたため、Priyaは自宅に残り、病気の祖母の世話をし、家事を担っていた。Priyaの保護者は、彼女の安全と家族の名誉を懸念し、彼女の移動と社会的交流を制限し、彼女を孤立させた。その状況下で、Priyaは近所で勤務していた21歳の出稼ぎ労働者のKumarと恋愛関係を築き、彼から一緒に過ごす時間と精神的な支えを得ていた。近所の人びとがPriyaの父親に2人の関係を知らせると、彼女は殴られ、外出を禁じられ、急いで年上の男性との結婚を取り決められた。恐怖に駆られた彼女はKumarの元へ逃げ込み、彼は彼女を彼の村へ連れて行った。Kumarの両親は、2人の結婚を条件に彼女を匿うことに同意した。Priyaの家族が低いカーストの婿を決して受け入れないことを知りながら、2人はひっそりと結婚した。Priyaの保護者からの通報を受け、警察は2人の行方を突き止めた。Kumarと彼の保護者は児童婚に関する法律に基づき起訴され、彼は加えて加重児童性的暴行罪でも起訴され、最低20年の懲役刑に直面することとなった。実家への帰還を拒否したPriyaは、公的な保護施設に収容された。

本事例は、親が、自身が認めない子ども自身の意思による結婚に反対するために、特に疎外されたコミュニティで、児童婚や性犯罪に関する法律を頻繁に利用する実態を示している。Priyaの国で報告されている児童婚事例の4分の3近くは、親によって訴追された、子ども自身の意思による婚姻関係に関するものだが、強制された児童婚や、親などによって決められた児童婚が訴追されることは稀で、そうした取り決めに抵抗する思春期の女の子が、警察や法的支援を受けられないことが多い。その代わり、重なり合う法的枠組みが懲罰的に機能している。児童婚法は、法定結婚年齢未満の者の結婚を手助けした大人を犯罪者とみなす一方、その結婚自体は法的に有効なものとして扱われ、性犯罪法は同意年齢を18歳と定め、18歳未満の者が関与するあらゆる性行為を合意に基づくもので、搾取を伴わない場合であっても、重大な犯罪としての虐待として分類している。PriyaとKumarの事例のように、その結果、思春期の女の子の夫とその家族は犯罪者として扱われ、長期の懲役刑を含む厳しい刑罰が科される一方、女の子自身は施設での保護下に置かれる。全体として、本事例では、法律は保護の仕組みというよりも社会統制の手段として機能し、親の権威や道徳的規範を強制する一方で、思春期の女の子のウェルビーイング、主体性、有意義な支援へのアクセスを大幅に後回しにしていた。

ラテンアメリカ・カリブ海地域: 保護が懲罰となる場合

地方部のコミュニティに暮らす16歳の女の子Marianaは、彼女の家族が、彼女の通学に伴う距離、費用、ケア責任の負担に対応できなくなったため、中途退学した。深刻な貧困と限られた教育機会を背景に、彼女は、精神的な支えと物質的な安定を与えてくれた23歳の建設作業員Eduardoと交際を始めた。Marianaは両親の暗黙の了解を得て、彼と同棲を始め、結婚の法定最低年齢に達していなかったが、コミュニティ内で社会的に認められた非公式な婚姻関係を築いた。Marianaが妊娠すると、未成年者が関与する性的関係について法的な報告義務を負う医療従事者が、検察当局に報告を行った。刑法に基づき、Eduardoは懲役刑が科される可能性のある犯罪『『未成年者を害する行為』に関する犯罪』の容疑で捜査を受けた。起訴を恐れた彼は、コミュニティから逃亡し、Marianaの妊娠は、健康上の事項から刑事事件へと変わり、その結果、彼女の家族は医療サービスから遠ざかり、彼女の社会的孤立は一層深まった。彼女は最終的に、医療支援のない自宅で出産した。

本事例は、18歳未満の思春期の若者が関与するあらゆる婚姻関係を犯罪化する法的枠組みが、特に社会的保護やサービスの提供が欠如している状況では、思春期の女の子の脆弱性を軽減するのではなく、むしろ深刻化させ得ることを示している。法律はMarianaを危害から守ることを意図していたが、その適用が、彼女の非公式な支援体制を崩し、パートナーが彼女をケアすることを妨げ、彼を彼女のもとから遠ざけた。また、医療へのアクセスを妨げ、安全を高めるのではなく、スティグマを強める結果となった。早期の婚姻関係の構造的要因である、貧困、限られた教育機会、ジェンダー化されたケアへの期待に対応できず、法的対応は、Marianaの選択を形成した現実から切り離された形で機能してしまった。本事例は、法的保護、教育、医療サービス、コミュニティに根ざした支援を統合した取り組みの必要性を明示しており、法律が女の子の権利を擁護しつつ、思春期の若者を犯罪者として扱ったり、彼らを、本来彼らを保護するための機関からさらに遠ざけることのないようにすることが求められる。

第5部

人権原則

児童婚の撲滅には、単に法律で結婚の最低年齢を定めるだけでは不十分であるという点で、幅広い共通認識が得られている。法的枠組みは重要だが、既存のエビデンスは、法律について、これまでとは異なる考え方や枠組みを採用し、その機能のあり方さえも変えていく必要性を示している。参加する権利や意見を聴かれる権利など、女の子の権利を擁護するため、法律が建設的な役割を果たすよう、既存の法的取り組みの再考と見直しが求められる。法律は、画一的な手段や単に象徴的な手段として機能するのではなく、危害を防止するものでなければならない。

新たな取り組みの採用には、法律が何を達成しようとしているのか、誰の権利を保護しなければならないのか、思春期の若者の生活における多様で、制約があり、変化し続ける現実にどう対応すべきかに関する、深い理解が求められる。人権原則は、この方向転換にとって極めて重要な基盤となる。人権原則は単一の法的モデルの規定をするものではないが、児童婚防止のための取り組みが、思春期の女の子の権利を保護しつつ、危害を与えることのないよう、法律がどう策定・実施・解釈されるべきかに関し、明確な指針を示している。

普遍性、相互依存性、非差別、平等

関連する国際人権基準

- CRC第2条: 年齢、ジェンダー、地位を含む、いかなる理由による差別の禁止
- CRC第3条、第4条: 子どもの最善の利益と、締約国の権利を実現する義務
- 女子差別撤廃条約(CEDAW)第1条、第2条: 差別の定義と締約国の差別撤廃義務
- CEDAW第5(a)項: ジェンダー不平等を強化する社会的、文化的な慣行を是正する義務

この原則が求めるもの: 人権は、年齢、ジェンダー、婚姻状況、民族、カースト、宗教、障害、セクシュアリティ、その他の地位に基づく差別がなく、生活のあらゆる面で平等に擁護されなければならない。また、市民的、政治的権利は、経済的、社会的、文化的権利と同等の地位が与えられなければならない、優先順位や階層構造が存在してはいけない。人権侵害は個別に発生するものではなく、相互に関連し、相互依存しており、そのため、全ての権利を有意義で効果的に保護するためには、それらを同時に認識し、対応しなければならない。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: 年齢、関係性の状況、正式な婚姻状況といった固定的な分類に依拠する児童婚に関する法律は、非公式な婚姻関係や合意に基づく婚姻関係にいる思春期の女の子や、いかなる婚姻関係にも属さないが支援を必要とする女の子を、保護、サービス、法的承認の対象から排除してしまうことが多い。そうした取り組みは、危害を軽減せずに、不平等を強化し、疎外を一層深刻化させる恐れがある。また対応策は、結婚法定最低年齢の改革だけでなく、思春期の若者同士の合意に基づく、強制を伴わない性行為を犯罪とする同意年齢関連法や、婚姻関係外の性行為を禁止する法制度にも対応が求められる。法改正は、保健医療、特に性と生殖に関する健康(SRH)サービスへのアクセスの障壁となるものであってはいけない。成年年齢に達するまで教育を受ける権利を保障することは、それ自体が独立した権利として、また早期の結婚につながる脆弱性を軽減する手段として、必要不可欠である。

参加と発達しつつある能力の尊重

関連する国際人権基準

- CRC第12条: 子どもが自身に影響を及ぼすあらゆる事柄について意見を聴かれる権利
- CRC第5条: 子どもの発達しつつある能力の尊重

この原則が求めるもの: 子どもと思春期の若者は、自身の生活に影響を及ぼす意思決定に参加する権利を有する、権利の主体である。CRCの、発達しつつある能力の原則は、自律性、判断力、意思決定能力が時間とともに、特に思春期に発達していくことを認めている。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: 成熟度や状況を考慮せずに、18歳未満の者のすべての結婚や婚姻関係を、強制されたものと一概にみなす法的前提は、思春期の各段階における重要な違いを見えにくくしてしまう。また、発達しつつある能力を考慮せず、当事者が意見を聴かれる権利を否定する法律は、思春期後期の若者の主体性、自律性、保護を否定する危険を伴い、支援やサービスへのアクセスを制限する可能性がある。それは、思春期の女の子の状況、ニーズ、意向を事前に評価せずに、法律によって結婚を無効とする場合、特に有害となり得る。

子どもの最善の利益、生存、発達

関連する国際人権基準

- CRC第3条: 子どもの最善の利益を主要な考慮事項とすること
- CRC第6条: 生命、生存、発達の権利
- CRC第24条、第28条: 健康と教育を享受する権利
- CEDAW第10条、第12条: 教育と医療における平等
- CEDAW第16条: 婚姻、家族関係における平等

この原則が求めるもの: 法的、政策的介入策は、単に法的基準を形式的に遵守するだけでなく、最善の利益の原則を推進すること、思春期の若者の生存、発達、健康、教育、長期的な幸福を支えるものでなければいけない。児童婚を無効としたり、関与した者を処罰したりするだけの法律では、思春期の女の子を結婚や婚姻関係へと強いる状況を変えられない。有意義な保護の実現には、女の子が支援サービス、福祉、救済措置、実質的な機会へアクセスできることを保障する、積極的な法的権利が求められる。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: 既存のエビデンスは、法的禁止措置だけでは、就学状況、健康、自律性などを改善せずに、正式な結婚の件数を減少させるだけにとどまる可能性があり、それどころか、そのような禁止措置は、婚姻関係を非公式な形や、水面下で行われる見えにくい形へと移行させる可能性がある。実際の生活上の結果を改善しない法律や政策は、保護と権利の実現という目的を果たせていない。法律は、結婚の法的地位を規制するだけでなく、思春期の女の子が司法手続きに参加し、意見を聴かれる権利を認め、彼女たち固有の脆弱性に対応し、彼女たちの機会を拡大するように、義務と権利を定めるべきである。

適法性、比例原則、最終手段としての刑法

関連する国際人権基準

- CRC第37条(b)項: 最終手段としての拘禁、刑事処罰
- CRC第40条: 司法制度における子どもに特化した保障
- CEDAW第2条: 女性の権利の法的保護を確保する義務

この原則が求めるもの: 人権法は、合適法性、比例原則、非差別の原則により刑法の適用を制限しており、刑事制裁は、あくまで最終手段としてのみ用いられなければならないとしている。法律は、年齢、状況、成熟度、思春期の若者の意思に基づき、児童婚の種類を区別し、思春期後期の女の子自身の意思による婚姻関係と、強制された結婚や、非常に若い女の子が関与する婚姻関係とを区別して扱う必要がある。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: 過度に広範な、または懲罰的な取り組みは、結婚や婚姻関係を水面下に追いやったり、思春期の若者が支援を求めるのを妨げたり、彼らを保護するために設けられた刑事法制によって、思春期の若者自身が重大な犯罪化や処罰の対象となる事態を招きかねない。また、そうした取り組みは、女の子に何の利益ももたらさず、さらなる危害を及ぼすものも含め、疎外されたコミュニティに属する家族やコミュニティ住民に対して過酷な処罰を与える可能性もある。権利に基づくアプローチは、思春期の女の子とそのエンパワーメントを中心に据える。法律は、児童婚を助長するジェンダー、年齢、貧困に関連する不平等を強化したり、その是正を怠ったりしてはいけない。

司法へのアクセスと実効的な救済措置

関連する国際人権基準

- CRC第12条: 司法手続や行政手続を含め、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄について意見を聴かれる権利
- CRC第4条: 締約国の、子どもの権利の効果的な実施・司法へのアクセス・実効的な救済措置を確保する義務
- CEDAW第2条、第15条: 締約国の、差別撤廃と女性と女の子の司法への平等なアクセスを保証する義務

この原則が求めるもの: 司法へのアクセスと実効的な救済を受ける権利は、子どもを権利の主体として認め、その権利の侵害への対応を保証するために極めて重要である。子どもは、利用しやすく、子どもを中心に据え、その発達しつつある能力に応じた手続きを通じて、適時に実効的な救済措置を求め、得られるようでなければいけない。救済措置は、刑事責任の追及にとどまらず、原状回復、回復支援、再統合、補償、再発防止の保証を含むものでなければならない。各国は、司法的、非司法的な仕組みの両方が利用可能で、アクセスしやすく、有意義な救済を提供できるものであることを保証しなければいけない。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: CEFMUの影響を受けた思春期の女の子は、移動の制限、経済的依存、情報への限られたアクセス、スティグマ、差別的な社会規範やジェンダー規範など、司法へのアクセスに対する、相互に交差する複数の障壁を経験することが多い。

権利の侵害の通報や救済措置の請求に、法制度上、親または保護者の同意が必要な場合、特に家族が結婚の取り決めに関与している場合は、女の子が保護を求めることができないことがある。また、児童婚に関する法律が、主に結婚の犯罪化や自動的な無効化に依拠している場合も、女の子が、処罰、支援を伴わない強制的な別離、社会的排除のリスクにさらされる場合には、法律が通報を思いとどまらせる要因となり得る。そのため、権利に基づく取り組みでは、安全で独立した司法へのアクセスに加え、差し迫った危害だけでなく、CEFMUを持続させる、より広範な状況へも対応する救済措置が求められる。

ジェンダー正義と交差性

関連する国際人権基準

- CEDAW第1条、第2条: 実質的平等と国家の責任
- CEDAW第5条(a)項: 差別的なジェンダー規範の変革

この原則が求めるもの: 人権は、構造的な不平等に対応し、ジェンダーが、年齢、階級、カースト、民族、障害、地方部に暮らすこと、セクシュアリティ、避難・移動といった他の形の差別とどのように交差するかを認識した、ジェンダー正義の視点を通して解釈されなければいけない。児童婚への対応には、よくても結婚を遅らせることを目指すにとどまる法定年齢の設定を超えた対策が求められる。法律や政策は、女の子を疎外する社会的、経済的、健康上の状況やジェンダー規範に対応する、変革をもたらす可能性を備えていなければならない。また、強制された結婚以外の選択肢や安全を得られるようにしなければならない。

児童婚に関する法律にとって重要な理由: CEFMUは、ジェンダー、セクシュアリティ、子ども時代、家族内の役割に関する差別的な規範により持続されている。そうした構造的状況に対応せず、個人の行動やジェンダー・ニュートラルな結果のみに焦点を当てた法改正は、まさに変えようとしている力学を、かえって固定化するおそれがある。法律・関連プログラムは、そうではなく、早期の結婚を助長する根底にある社会的、健康上、教育上、経済的な状況の変革を目指すなければならない。監視やモニタリングに頼って結婚を18歳まで遅らせても、早期の結婚の根本原因への対応にも、思春期の女の子の有意義なエンパワーメントにもつながらない。

これらの原則を総合すると、児童婚に関する法律の方向転換の必要性が示唆される。画一的な禁止や懲罰的な取り組みから、保護的で状況に応じ、思春期の女の子の権利と生活実態に基づく法的枠組みへの移行である。これらの原則は、危害を防止するだけでなく、思春期の若者の主体性、自律性、機会、サービスへのアクセス、人権の享受を実質的に拡大することを目指す法改正の基盤となる。これらの原則は抽象的なものではない。法的拘束力を有する国際人権法に根ざしており、条約上の基準とその権威ある解釈によって、さらに具体化されている。

人権条約機関の解釈における児童婚

CRCとCEDAWは、同意、搾取からの保護、性と生殖に関する健康(SRH)へのアクセス、参加、婚姻と家庭生活における平等に関する基準を含む、法的拘束力を有する条約上の義務を定めている。それらの基準は、上記で概説した原則を実際に適用できるものにし、児童婚に対する各国の法的アプローチにおける規範的な参照点となる。また、CRC委員会やCEDAW委員会等の国際人権条約機関は、人権基準をどのように解釈し、適用すべきかについて、法的拘束力はないものの権威ある指針を提供している。

条約機関による解釈は、児童婚と思春期の若者のセクシュアリティに関する法律や政策の策定に極めて関連性の高い、重要な緊張関係を明らかにしている。有害な慣行に関するCRC・CEDAW共同一般勧告などの共同解釈は、国際法の根底にある強力な保護の根拠を反映し、結婚の最低年齢を18歳と定める国家の義務を改めて確認している。しかし、他の権威ある指針、特に思春期における子どもの権利に関するCRC委員会の一般的意見第20号(下記参照)は、思春期の若者の発達しつつある能力、自律性、そしてセクシュアリティ、健康、教育、保護など、自身の生活に影響を及ぼす意思決定に参加する権利を訴えている。

またCEDAWは差別を、その効果または目的に基づいて定義しており、女性と女の子の**実質的な平等の実現**のため、締約国に対し、**一時的な特別措置**を含むあらゆる適切な手段を用いて、構造的・社会的なパターンへの対応を求めている。CEDAWの実質的平等の枠組みを、児童婚・早期婚(CEM)に適用する場合には、CEMの発生率だけでなく、女の子が教育や貧困削減において実質的な改善を経験しているか、また、安全、移動の自由、主体性、選択、将来への希望が拡大しているかを捉えることのできる、測定可能な成果が求められる。これには、結婚するかどうか、いつ結婚するか、誰と結婚するかに関する選択も含まれる。

これらの解釈を総合すると、明確な保護基準と、きめ細かな権利に基づく実施を組み合わせた法的枠組みの必要性が浮き彫りになる。それらは、児童婚に関する法律に確固たる規範的な境界を設けながらも、思春期の若者の権利を損なわせたり、非公式な婚姻関係や合意に基づく婚姻関係にいる女の子を排除したり、新たな形の脆弱性を生み出す、画一的または懲罰的な法の適用を回避する取り組みを支持するものである。政策立案者に求められるのは、保護か自律性かのどちらかを選ぶのではなく、思春期の女の子のニーズを中心に据え、慎重に実施することで、その両方を実現できる法律を設計することである。

CEFMUと思春期におけるセクシュアリティに関連するCRC一般的意見第20号の規定

テーマ

CRC一般的意見第20号

結婚の法定最低年齢	「委員会は締約国に対し、18歳までの者は、あらゆる形態の搾取や虐待から継続して保護を受ける権利を有することを認識する義務があることを改めて指摘する。また、関連するリスクや危害の程度を踏まえ、結婚、軍隊への徴募、危険または搾取的な労働への従事、アルコールやタバコの購入・消費に関する最低年齢は18歳とすべきであることを改めて確認する」(第40項)
性的同意	「締約国は、保護と発達しつつある能力とのバランスを図る必要性を考慮し、性的同意に関する適切な最低年齢を定めるべきである。各国は、実際に合意に基づき、搾取的ではない性行為について、年齢の近い思春期の若者を犯罪者として扱うことを避けるべきである」(第40項)
SRHサービスと 情報へのアクセス	「思春期の若者が予防的または緊急性を伴う予防的または緊急性を伴うSRH関連の物品やサービスを求め、利用できる能力を有しているという法的推定の導入も検討されるべきである。委員会は、あらゆる思春期の若者が、希望する場合には、年齢に依らず、保護者の同意なしに、秘密が守られる医療相談や助言を受ける権利を有することを訴える。これは、医療行為に同意する権利とは区別され、いかなる年齢制限の対象にもなるべきではない」(第39項) 「年齢に応じた、包括的で包摂的なSRH教育は、科学的エビデンスと人権基準に基づき、思春期の若者とともに策定され、必修の学校教育課程に組み込まれるとともに、不就学の思春期の若者にも届けられるべきである」(第61項)

CEFMUと思春期におけるセクシュアリティに関連するCRC一般的意見第20号の規定

発達しつつある能力
と参加する権利

「思春期の若者の発達しつつある能力の尊重と、適切な水準の保護との間で適切なバランスを図るためには、意思決定に伴うリスクの程度や搾取の可能性、思春期の若者の発達に関する理解、能力と理解力は、必ずしも全ての領域で同じ速度で均等に発達するわけではないという認識、個々人の経験と能力の認識など、意思決定に影響する様々な要素が考慮されるべきである」(第20項)

「委員会は、子どもの最善の利益を判断する際には、その子どもの特徴を考慮するとともに、発達しつつある能力に応じて、子どもの意見を考慮に入れるべきであることを強調する。締約国は、思春期の若者が理解力や成熟度を高めていくにつれ、その意見に適切な重みが与えられるようにしなければならない」(第22項)

「CRC第12条に基づき、締約国は、思春期の若者が、年齢と成熟度に応じて、自身に関わるあらゆる事項について意見を表明する権利を保障するための措置を講じ、例えば、教育、健康、セクシュアリティ、家庭生活、司法手続や行政手続に関する意思決定において、その意見に適切な重みが与えられるようにすべきである」(第23項)

第6部

法制度・政策改革に関する指針

本セクションでは、本報告書の中心的な主張を具体的に示す。すなわち、思春期の女の子の権利を促進し、児童婚を減少させるためには、法の重要性を認めつつも、法を唯一またはそれだけで十分な解決策として扱うことを退け、より深く、きめ細かで、交差的な法への取り組みが必要である。また、児童婚を単一の画一的な枠組みで捉えることを前提とせず、それに限定されない取り組みでなければならない。したがって、法律はエビデンスに基づくとともに、児童婚の異なる形態には異なる対応が必要であるという理解を反映したものでなければならない。本セクションでは、これまでの各部で示した概念分析、エビデンス、事例研究を統合し、それらの知見が、実際の法的・政策的枠組みの設計と改革にどのような意味を持つかを考察する。

児童婚が生じる法制度や社会的文脈の多様性を踏まえ、本指針は、詳細かつ規範的な法的・政策的提言を提示することを意図してはいない。それは望ましいものでも、本指針が意図するものでもない。そうではなく、**本指針は、国際的な人権基準や原則・確固たるエビデンス・思春期の女の子の多様な実体験、特に、制約のある状況下で結婚や婚姻関係に直面している思春期後期の女の子の実体験を提示する。**それらの考察は、世界的に適用可能な参照点として提示されるものであり、政策立案者やアドボケイトが、それぞれの文脈に合わせて適用し、具体化することで、画一的な取り組みを超える法改正を支援し、法律を、思春期の女の子の権利と自律性を有意義に保護・拡大し、広範な社会正義の実現に寄与できる、より広範な、権利を肯定する枠組みの中に位置づけ直すことができる。

1 エビデンスに基づき、状況に即した法的枠組みを推進する

児童婚に関する法的枠組みは、確固たる根拠に基づく必要があり、現地の実情を反映し、CEFMUの要因となっている構造的な脆弱性や不平等に対応することで、変革的な成果を生み出すものでなければいけない。

そうした枠組みは、女の子の普遍的、不可分かつ相互依存的な権利との整合性を保つべきであり、CEFMUからの保護は、教育、安全、暴力からの解放、健康、移動の自由、参加の権利と切り離して実現することはできないことを認識しなければならない。そのため、児童婚に関する法的枠組みは、教育、保健医療、子どもの保護、女性と女の子に対する暴力(VAWG)に関する諸制度との整合性を保って機能し、18歳まで無償で質の高い教育を受ける権利を含む、女の子の権利と、有意義な主体性を発揮し、選択を行うことのために必要な条件を整備しなければいけない。

対応例

- 特定の状況における児童婚の種類、傾向、要因に関するエビデンスを検証し、それに応じて法的枠組みを整備する
- 児童婚に関する新たな法律が、教育、健康、子どもの保護、暴力に関する法律とどのように相互作用するかを含め、法律間の整合性を検討する
- 18歳まで、包括的性教育(CSE)や職業教育への道筋を含む、無償で質の高い教育への女の子のアクセスを保障するとともに、結婚以外の選択肢への戦略的投資として、安全性、安心、安全な移動を向上させる措置を講じる
- 法律の有効性を測る中核的指標として、女の子の安全、移動の自由、参加、希望の実現に関する指標を組み込む

2 多様な結婚や婚姻関係に応じて法的対応を区別する

思春期の若者が関与する結婚や婚姻関係が、すべて同じというわけではない。結婚の法定最低年齢を18歳に維持しながら、思春期の若者の権利を擁護し、危害を回避するためには、救済措置や支援策を区別することが極めて重要である。法的枠組みは、強制された結婚、当事者自身の意思による結婚、親などによって取り決められた結婚、慣習的な結婚や宗教的な結婚など、結婚や婚姻関係の多様な形を明示的に認め、思春期後期の若者の主体性が段階的に高まることを認識し、彼らを保護しつつ、段階的に発達する自律性を支える区別された対応を提供すべきである。こうした認識により、害を及ぼし、重要な違いを曖昧にする可能性のある、画一的で例外を認めないアプローチを採用するのではなく、多様な思春期の若者を保護し、その段階的に発達する自律性を促進する法的アプローチが可能となる。

対応例

- 全く異なる状況に同じ結果を適用する、画一的で「例外を認めない」法的対応を回避する
- 思春期の女の子の状況、ニーズ、意向、主体性の程度を把握するために各事例の具体的な性質を評価し、当該の結婚や婚姻関係の性質に応じた多様な救済措置を講じるための基盤とする

- 成文法に状況に応じた区別を組み込み、思春期の若者が婚姻関係から離れること、そこにとどまること、またはその関係上の地位を正式なものとするもののいずれを望む場合でも、安全、安定、継続性を確保するため、事例ごとの対応や保護措置を司法の裁量によって調整できるようにする。司法の裁量は、常に思春期の女の子のニーズと意向を中心に据えなければならない

3 刑事制裁は比例原則に従い、対象を絞って適用する

刑法は、児童婚への対応において直感的に選ばれる手段として扱われることが多いが、それは最も懲罰的で潜在的に有害な手段でもある。その適用は、暴力、強制、権力の濫用を伴う最も重大な事例に限定されるべきである。各国は、犯罪化が正当化されるか、比例原則に適合するか、利用可能な手段の中で最も害の少ないものかを評価しなければいけない。法的対応は、児童婚の傾向や状況の多様性を認識し、女の子を中心に据えた、福祉、保護、積極的措置を受ける権利を伴うものでなければいけない。刑法は、18歳未満の結婚に対する標準的な対応であってはならない。刑法は、より広範な保護と権利の仕組みの中の一つの手段にすぎず、しばしば大ざっぱな手段でもある。

対応例

- 比例原則の適用: 刑法は、より制約の少ない措置では権利を十分に保護できない場合のみ、適用されるべきである(国際法律家委員会の3月8日原則を参照)
- 最後の手段の原則の適用: 刑事制度は、他の仕組みでは思春期の若者を十分に保護できない、またはその行為が、婚姻関係そのものを超えて犯罪を構成する場合にのみ発動される
- 思春期の若者の間の合意に基づく関係性と、搾取的または強制的な状況の明確な区別
- いかなる状況でも、思春期の若者自身を犯罪者として扱うことを避ける
- 刑事制裁は必要な場合に限って適用し、修復的司法の不可欠な要素として、回復、支援、幸福を優先するサバイバー中心の代替措置を検討する

4 人権と「Do No Harm(害を与えない)の原則」に基づく実施を確保する

よく設計された法律であっても、差別的に実施されたり、思春期の若者の権利や発達しつつある能力を考慮せずに実施されたりすれば、有害となり得る。

実施に際しては、非差別、参加、説明責任、尊厳、保護、女の子と思春期の若者の権利と安全を促進する法的手段や手続きを通じて、人権に基づくアプローチを強化することが求められる。

対応例

- 未成年の子どもや思春期の若者が、婚姻状況や交際状況に関連する行為を理由に犯罪者として扱われることがないようにする
- 裁判官、警察官、ソーシャルワーカー、教育者、保健医療従事者など、法律の適用に携わるすべてのアクターに研修を実施し、思春期の若者の主体性、発達、権利を行使する能力を段階的に支援し、その発揮を可能にする
- カースト、人種、民族、階級に基づく差別などにより疎外された集団を不利な立場に置く、一貫性を欠く、または選択的な実施を排除する
- 再被害を生まない保護: 刑事手続きが開始された場合でも、その手続きは人権に基づくアプローチの下で運用され、思春期の若者の自律性・尊厳・発達しつつある能力を損なわせないよう、配慮が求められる
- 児童婚を経験した子どもと思春期の若者の権利を完全に行使できる状態の回復が、国家の義務として認識されていることを踏まえた、彼らの回復と社会復帰

5 思春期の女の子の主体性と声を中心に据える

児童婚に関する法律は、問題の中心にいる思春期の若者の存在を、あまりにも頻繁に見えなくしている。法改正では、思春期の女の子の視点、意向、発達しつつある能力が、法的手続きの各段階で指針となるようにしなければならない。法的な成果は、大人の前提ではなく、彼女たちの多様な生活実態と、彼女たちの意見が聴かれる権利に基づき形成されるべきである。

対応例

- 関係性の性質や望ましい救済措置を判断する際に、思春期の女の子の視点を考慮するための正式な仕組みを構築する
- 児童婚に対応する新たな法律や政策を策定する際に、思春期の女の子と協議する
- 「発達しつつある能力」を解釈原則として明示的に盛り込む
- 思春期の若者が法律にアクセスでき、手続上または社会的な隙間に取り残されることがないように、伴走支援の仕組みを強化する

6 思春期の若者のセクシュアリティを非犯罪化し、性と生殖に関する健康(SRH)サービスへのアクセスを確保する

法的枠組みの中には、合意に基づく性行為と結婚に同じ年齢を定めているものがある。それらは、思春期の若者同士の合意に基づく関係性を犯罪化する一方、結婚と性的同意を概念的に結びつけてしまう。思春期の若者は搾取や暴力から保護されるべきだが、そのために、搾取、虐待、強制を伴わない、合意に基づく性行為や性的表現を理由に、思春期の若者を処罰してはならない。結婚への同意年齢と性的関係への同意年齢を区別せず、個々の状況への配慮を欠いた同意年齢に関する規定は、思春期の若者の犯罪化につながる可能性がある。

対応例

- ・ 思春期の若者のセクシュアリティに対するスティグマと、それに伴う危害を防止するため、性的同意年齢を結婚年齢より低く設定する
- ・ 年齢の近い思春期の若者同士の合意に基づく関係性を犯罪化の対象から除外する、「ロミオとジュリエット」条項の導入を検討する
- ・ 思春期の女の子の視点を中心に据えた、合意に基づく関係と、合意に基づかない関係や状況を区別するための明確な手順の策定
- ・ コミュニティ規範に反する、思春期の若者の合意に基づく(性的)関係性を理由に彼らを処罰するため、性犯罪に関する法律が濫用されることがないようにする
- ・ 同意、身体の自律性、権利を基盤とする、年齢と発達段階に応じた包括的性教育(CSE)を提供する
- ・ 年齢にかかわらず、秘密が守られる形でCSEとSRHサービスにアクセスできるようにする

7 司法へのアクセスを拡大し、思春期の女の子が利用できる法的救済措置の選択肢を広げる

思春期の女の子に対する救済措置は、婚姻の取消しや刑事訴追だけでなく、ずっと広範なものでなければいけない。彼女たちは、結婚や婚姻関係を継続するかどうかにかかわらず、安定した生活を再構築し、自身の権利の行使の実現を支援する、実践的で、状況に応じた支援を必要としている。また法的救済措置は、思春期の女の子にとって、利用しやすく、安全で、有意義なものでなければいけない。さまざまな状況において、女の子は法的救済を求める際に、特に、加害者とされる者に家族やコミュニティ住民が含まれる場合、反発、報復、強制に遭っている。国家は、思春期の若者をさらなる危害にさらすことなく、司法へのアクセスを確保する義務がある。

対応例

- 法的扶助、伴走支援、独立した苦情申立ての仕組みなどを通じて、秘密が守られ、子どもと思春期の若者に配慮した、非懲罰的な法的救済へのアクセスを確保する
- 安全な住居、接近禁止命令、匿名性を守る措置などの保護措置を講じ、結婚の有効性に関する手続きを含め、思春期の女の子が安全に法的救済を求め、その声が聴かれるようにする
- 思春期の若者が苦情を申し立てたり、裁判所や行政上の救済措置を利用したりする際に、保護者または配偶者の同意を必要とする手続上の障壁を撤廃する
- 思春期の女の子が、保護やサービスを受けるための唯一の手段として、刑事訴追を求めることを強いられないようにする
- すでに児童婚を経験した思春期の若者や、妊娠中または子育て中の思春期の若者を対象とした、教育、職業訓練、経済的・心理社会的な再統合のための取り組みに資金を提供し、支援する
- 児童婚により女の子が学校を離れた場合に、再就学や代替教育の選択肢を確保する
- 思春期の女の子が実家やコミュニティに戻る場合に、暴力に遭うことがないように、保護命令を整備する
- 結婚の解消後、資金を利用できなくなる可能性がある女の子に対する、経済的支援または補償の提供
- 結婚の解消後も実家に戻らない女の子に対する、安全で尊厳のある住居または代替的な生活環境の提供
- 思春期の若者である親とその子どもの双方を保護する形で、親としての役割を認める
- 離婚の申立てや親密なパートナーからの暴力(IPV)に関するものなど、すべての既婚者が法的な申立てを行えるようにする

8 法制度改革を、より広範な社会的・経済的・教育的エコシステムに組み込む

法律だけでは、児童婚をなくすことはできない。思春期の女の子の権利や機会に対する相応の投資を行わずに法律を制定する国々は、児童婚の抑止に失敗し、女の子が自由に自身の人生を築くために必要な支援を提供することもできない。法改正は、児童婚のより広範な要因に対応するための投資や戦略の中に位置づけられなければならない。

対応例

- 法改正と共に、女子教育、性と生殖に関する健康と権利、貧困削減、公平な経済発展、社会的保護への投資を行い、機会を創出するとともに、女の子が自身の権利を行使する上での障壁を取り除く
- 職業訓練、金融リテラシー、起業スキルの育成、その他のディーセント・ワークや生計手段へのつながりを通じて、ユース女性と女の子が生計手段や雇用機会に公平にアクセスできるようにするための取り組みを開発する
- 児童婚防止策を、国家開発計画と中期支出枠組みに組み込むことを奨励する
- 思春期の女の子が、保護者や配偶者の同意を必要とせず、避妊具の提供を含む、秘密が守られた包括的なSRHサービスを利用できるようにする
- あらゆる子どもと思春期の若者のCSEへのアクセスを確保し、CSEに、有害なジェンダー規範への対応、GBVの防止、有害な慣行の防止に関する内容を含める
- 思春期の女の子の自律性を尊重し、いかなる差別もなく、すべての人の人権を尊重する規範を構築するため、世代間、異文化間の対話を促進する
- コミュニティリーダー、宗教指導者、保護者、ユースを法律の策定と実施に関与させる

9

継続的な改善のために、モニタリング、評価、エビデンスの創出を行う

法改正は、その有効性と公平性を確保し、女の子と思春期の若者にとって変革的な効果をもたらすものとなるよう、継続的に評価される必要がある。法改正案は、思春期の女の子による法的救済へのアクセス状況、法の施行が彼女たちに与える影響、新たな動向に関する体系的なモニタリングの結果に基づいて策定されなければならない。法律が繰り返し、思春期の若者の犯罪者化、監視、処罰につながっていることを示すエビデンスがあるにもかかわらず、その法律の再評価や改正を怠り続けることは、適切な検証を行う義務と説明責任を果たしていないとみなされ得る。そのような状況では、エビデンスに基づく法改正は、有害な慣行に対する単なる技術的な安全策ではなく、予見可能な危害を防止するための法的、倫理的義務である。

対応例

- 法律の起草、改正前および定期的に、法的影響評価を含むデータの検証を実施することを義務付ける

- 法的影響に関するデータを検証する際に、思春期の女の子、彼女たちのコミュニティ住民、支援ネットワークの構成員との協議を義務付ける
- 人種、カースト、階級、宗教、国籍、その他のアイデンティティの側面を考慮に入れ、法律が女の子に及ぼす多様な影響を把握するため、法の支配が脆弱な状況、危機の影響下にある状況、不安定な状況での調査を優先する
- 国家主体、非国家主体による法律の解釈や実施がもたらす影響や不平等を明らかにするため、実施状況に関する調査を行う
- CSOやファーストレスポnderと連携し、参加型でコミュニティベースの手法を用いて、児童婚と法改正が思春期の若者の多様な集団に及ぼす影響に関する質的データを収集、検討し、的確で包摂的かつ文化的に適切な法律や公共政策の策定を支援する
- 児童婚関連法が機能、施行される国および地方レベルの状況を考慮しつつ、そうした法律の国全体への影響に関する綿密な調査に投資する

結論と今後の展望

児童婚をなくすための、真に思春期の女の子を中心に据えた取り組みには、児童婚を持続させている構造的な状況に対応するとともに、彼女たちの権利とその行使を拡大する法的措置を強化する、変革的な行動が求められる。これは、児童婚の発生率が依然として高い集団において、特に重要である。法律は、人権原則にしっかりと根ざし、彼女たちの真の選択肢と人生の機会を拡大する社会的、保健医療、経済的、文化的、教育的な介入策と併せて実施されて初めて、持続可能な変化に寄与することができる。

あまりにも長い間、児童婚の構造的要因は言葉の上では認識されてきたものの、実際の対応では、抑止を重視した法的取り組みが中心となってきた。発生率の低下は、進捗を測る世界的な基準となっているが、女の子が依然として安全、教育、移動の自由、経済的安定を欠いたまま生活している限り、その数値だけを成功の指標とすることはできない。

成功の指標には、安全、教育、移動の自由、健康、自律性、経済的安定など、彼女たちの生活の多面的な側面を反映すべきである。主に監視や犯罪化に依拠し、結婚を18歳まで遅らせようとする取り組みは、問題の根本的な解決にはならず、単に危害を別の形に移行させ、差別、暴力、脆弱性の根本原因に対応するのではなく、それらの影響の発生を遅らせるだけになる恐れがある。

より効果的な道筋としては、思春期の女の子の生活を形成する構造的条件の改善を優先することが求められる。すなわち、教育、医療サービス、社会的保護、経済的機会へのアクセスを拡大し、有害なジェンダー規範を変革し、女の子を発達しつつある能力を有する権利の主体として認識する制度を強化することである。そのため、法的枠組みは、彼女たちを強制や搾取から守りつつ、生涯にわたる彼女たちの自律性、参加、幸福の漸進的な向上を支える、より広範な権利と保護のエコシステムの中で機能しなければならない。

その課題の推進には、多様な状況での調査、対話、学習への継続的な投資が求められる。既存のエビデンスは、現在の法的取り組みの重大な限界を明らかにしているが、効果的で権利を尊重した法的枠組みが実際にどのようなものかについて、現実に基づく知見を生み出す必要性は依然として残っている。これには、児童婚の発生を見えにくくする恐れのある懲罰的な取り組みを超え、状況に応じて区別された法的対応、権利に基づく実施、法律と社会的、経済的支援制度を効果的に統合する取り組みなど、現場で生まれつつある法的、政策上の革新に関する調査と記録への支援が含まれる。世界各地域にまたがる、そうしたエビデンス基盤の構築は、世界中の思春期の女の子の多様な生活の現実や法制度を反映した、実践的で文脈に応じた指針を策定するために不可欠である。

したがって、その取り組みの展開には、各国政府、CSO、研究者、人権擁護者、アドボケイト、政府間組織、多国間機関、ドナーの持続的な関与が必須となる。国際社会は、文脈に即した調査の支援・革新的な法的、政策的取り組みの試験的導入・国境を越えた学びの強化により、狭義での法改正に留まらない、思春期の女の子の権利を有意義に保護し、彼女たちの人生の機会を拡大する枠組みへと、前進できるのだ。持続的な前進の実現には、法改正だけでなく、結婚が自律性、安全、社会的地位、保護、生存を実現する唯一の道であるように思わせる状況を根本的に変えることが不可欠である。

参考文献

- Allegar, C., & Greene, M. (2025). *Trapped by Expectation: Child Marriage and Informal Unions in Latin America and the Caribbean*. <https://www.greeneworks.com/resources/trapped-by-expectation-child-marriage-and-informal-unions-in-latin-america-and-the-caribbean>
- Arthur, R. (2016). Exploring Childhood, Criminal Responsibility and the Evolving Capacities of the Child: The Age of Criminal Responsibility in England and Wales Special Issue: The Age of Criminal Responsibility. *Northern Ireland Legal Quarterly*, 67(3), 269–282. <https://doi.org/10.53386/nllq.v67i3.117>
- Batyra, E., & Pesando, L. M. (2021). Trends in child marriage and new evidence on the selective impact of changes in age-at-marriage laws on early marriage. *SSM - Population Health*, 14, 100811. <https://doi.org/10.1016/j.ssmph.2021.100811>
- Bellés-Obrero, C., & Lombardi, M. (2023). Will You Marry Me, Later?: Age-of-Marriage Laws and Child Marriage in Mexico. *Journal of Human Resources*, 58(1), 221–259. <https://doi.org/10.3368/jhr.58.3.1219-10621R2>
- CEFMU & Sexuality Working Group. (2023). *Position statement and recommendations Are existing laws on child, early and forced marriages and unions working for adolescent girls and young women?* <https://www.sexualityworkinggroup.org/resource/are-existing-laws-on-child%2C-early-and-forced-marriages-and-unions-working-for-adolescent-girls-and-young-women%3F>
- Collin, M., & Talbot, T. (2017). Do Age-of-Marriage Laws Work? Evidence from a Large Sample of Developing Countries. *SSRN Electronic Journal*. <https://doi.org/10.2139/ssrn.3013388>
- Coram Children's Legal Center. (2014). *Qualitative research on legal barriers to young people's access to sexual and reproductive health services*. https://www.coram.org.uk/wp-content/uploads/2025/01/ippf_coram_final_inception-report_eng_web.pdf
- Erulkar, A. (2013). Early Marriage, Marital Relations and Intimate Partner Violence in Ethiopia. *International Perspectives on Sexual and Reproductive Health*, 39(01), 006–013. <https://doi.org/10.1363/3900613>
- Girls Not Brides. (2024). *The law and child, early and forced marriage and unions*. https://www.girlsnotbrides.org/documents/2101/The_law_and_child_marriage_Synthesis_report_of_recent_evidence.pdf
- Girls Not Brides. (2025). *Opciones no sancionadas: Estrategias no punitivistas frente a los matrimonios y uniones infantiles, tempranas y forzadas*. https://www.girlsnotbrides.org/documents/2494/Herramienta_MUITF_final_ed.pdf
- Greene, M. (2019). *Una realidad oculta para niñas y adolescentes: Matrimonios y uniones infantiles, tempranas y forzadas en América Latina y el Caribe*. https://lac.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/UnionesTempranas_ESP_Web.pdf
- Koski, A., Siddiqi, M., & Greene, M. E. (2024). Re-emphasizing the individual components of 'child, early, and forced marriage.' *The International Journal of Human Rights*, 28(6), 1017–1029. <https://doi.org/10.1080/13642987.2024.2335549>
- La Organización de los Estados Americanos. (2022). *Informe Hemisférico sobre matrimonios y uniones infantiles, tempranas y forzadas en los Estados parte de la Convención de Belém do Pará*. https://belemdopara.org/wp-content/uploads/2022/07/matrimonio_infantil_v2-1.pdf
- McGavock, T. (2021). Here waits the bride? The effect of Ethiopia's child marriage law. *Journal of Development Economics*, 149, 102580. <https://doi.org/10.1016/j.jdeveco.2020.102580>
- Melnikas, A. J., Mulauzi, N., Mkandawire, J., & Amin, S. (2021). Perceptions of minimum age at marriage laws and their enforcement: Qualitative evidence from Malawi. *BMC Public Health*, 21(1), 1350. <https://doi.org/10.1186/s12889-021-11434-z>

- Pandey, B., & Shrestha, S. (2021). *Redefining the early and child marriage and reconsidering its elimination in Nepal through absolute criminalization*. <https://worecnepal.org/redefining-the-early-and-child-marriage-and-reconsidering-its-elimination-in-nepal-through-absolute-criminalization/>
- Partners for Law in Development. (2019). *Why girls run away to marry: Adolescent realities and socio-legal responses in India*. https://www.academia.edu/40718265/Why_Girls_Run_Away_to_Marry_Adolescent_Realities_and_Socio_Legal_Responses_in_India_2019_Number_1_in_Adolescent_Sexuality_and_Early_Marriage_Series
- Partners for Law in Development. (2022). *A case for differentiated legal responses to child, early and forced marriage and unions: Lessons from India for a Global Audience*. https://ajws.org/wp-content/uploads/2022/02/AJWS_CEFMU_Lessons_from_India.pdf
- Svanemyr, J., & Chandra-Mouli, V. (2015). Consistent Laws and Child Marriage. *International Perspectives on Sexual and Reproductive Health*, 41(4), 218; discussion 219-220. <https://doi.org/10.1363/intsexrephea.41.4.0218>
- Taylor, A., Greene, M., Lauro, G., & Segundo, M. (2015). "She goes with me in my boat." *Child and Adolescent Marriage in Brazil. Results from Mixed-Methods Research*. https://resourcecentre.savethechildren.net/pdf/shegoeswithmyboat_childadolescentmarriagebrazil.pdf
- UNESCO. (2025). *How marriage laws can contribute to protecting every girl's right to education*. <https://www.unesco.org/en/articles/how-marriage-laws-can-contribute-protecting-every-girls-right-education>
- UNFPA & UNICEF (2020) *Child Marriage and the Law: Technical Note for the Global Programme to End Child Marriage*. UNFPA-UNICEF Global Programme to End Child Marriage: New York: UNFPA & UNICEF. <https://www.unfpa.org/resources/child-marriage-and-law-technical-note-global-programme-end-child-marriage>
- UNFPA & Population Council (2026) *Minimum-Age-At-Marriage Laws: Good practice brief*. Nairobi: UNFPA & Population Council. Forthcoming.
- Wilson, N. (2022). Child Marriage Bans and Female Schooling and Labor Market Outcomes: Evidence from Natural Experiments in 17 Low- and Middle-Income Countries. *American Economic Journal: Economic Policy*, 14(3), 449–477. <https://doi.org/10.1257/pol.20200008>
- World Health Organization (2025) *WHO guideline on preventing early pregnancy and poor reproductive outcomes among adolescents in low- and middle-income countries*. Web Annex. Evidence base. Geneva: WHO; <https://doi.org/10.2471/B09322> . Licence: CC BY-NC-SA 3.0 IGO.
- Yarrow, E., Anderson, K., Aplan, K., & Watson, K. (2014). Can a restrictive law serve a protective purpose? The impact of age-restrictive laws on young people's access to sexual and reproductive health services. *Reproductive Health Matters*, 22(44), 148–156. [https://doi.org/10.1016/S0968-8080\(14\)44809-2](https://doi.org/10.1016/S0968-8080(14)44809-2)

ANNEX

PARTICIPANTS OF THE GLOBAL CONVENING *TOWARDS A HUMAN RIGHTS-BASED APPROACH TO CEFMU LAWS*, HELD AT THE UNITED NATIONS IN GENEVA ON 17-18 NOVEMBER 2025

Participation in the convening does not necessarily imply endorsement of the all the views expressed in this publication.

Name	Affiliation (at the time of the convening)
Alfonso Baragues	United Nations Population Fund (UNFPA)
Alicia Pons	Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)
Ana Laura Zarco Fuentes	Action Canada for Sexual Health and Rights
Dr. Anita Nyanjong	Ipas
Anne Gabrielle Ducharme	Permanent Mission of Canada to the UN in Geneva
Arushi Singh	UNESCO
Binita Pandey	Women's Rehabilitation Center (WOREC)
Carmen Montserrat Rovalo Otero	Permanent Mission of Mexico
Charlotte Day	Permanent Mission of Switzerland
Christina Pallitto	World Health Organization
Danha Alejandra Alvarado Jimenez	Las Niñas Lideran
Divya Srinivasan	Equality Now
Gabriela Garcia Patiño	International Planned Parenthood Federation
Gabrielle Jamela Hosein	Institute for Gender and Development Studies, The University of West Indies, St. Augustine
Guillermina Edith Juárez Leyva	Centro de Estudios y Fortalecimiento comunitario Mano Vuelta A.C
Hermine Kembo Takam Gatsing	African Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child
Jacky Repila	Girls Not Brides: The Global Partnership to End Child Marriage
Johanne Westcott-Simpson	Plan International
Jose Roberto Luna	United Nations Population Fund (UNFPA)
Katherine Watson	Independent Consultant
Lakshmi Moore	Girls First Fund
Laura Hoekstra	Netherlands Mission in Geneva

CONTINUED...

Name	Affiliation (at the time of the convening)
Laura Nyirinkindi	United Nations Working Group on Discrimination Against Women and Girls, Pro-Initiative Agency
Lizeth Jazmin Vázquez López	IDEAS CH'IELTIK
Ludovica Anedda	Girls Not Brides: The Global Partnership to End Child Marriage
Lynn Inangandu Chinene	CARE International
Madhu Mehra	Partners for Law in Development
Margaret Greene	GreeneWorks
Meghan Doherty	Action Canada for Sexual Health and Rights
Dr. Nicola Jones	Overseas Development Institute (ODI) Gender and Adolescence: Global Evidence (GAGE)
Ninde MolRe	México Igualitario Derribando las Barreras A.C.
Rahinatu Adamu Hussaini	Save the Children International
Ramya Subrahmanian	UNICEF Innocenti
Rehana Dole	Leiden Law School, Leiden University
Roishe Milne	UK Foreign, Commonwealth and Development Office (FCDO)
Rothna Begum	Clooney Foundation for Justice
Sara Martínez Cabello	RESURJ
Sarah Green	CEFMU and Sexuality Working Group
Shabina Begum	Goodman Ray Solicitors LLP
Sheena Hadi	Aahung
Sheri Bastien	World Health Organization
Shyleen Momanyi	Young Women's Leadership Institute
Stefania Tripodi	Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR)
Susana Medina	Fòs Feminista
Suzanne Petroni	Gender Equality Solutions
Sylvia Hernandez Mortera	Girls Not Brides: The Global Partnership to End Child Marriage
Tania Agosti	Center for Reproductive Rights
Tenar Lorente	Plan International

THESE ORGANISATIONS—SWG MEMBERS AND EXTERNAL COLLABORATORS—
HAVE AUTHORED AND SIGNED ON THIS PUBLICATION.

